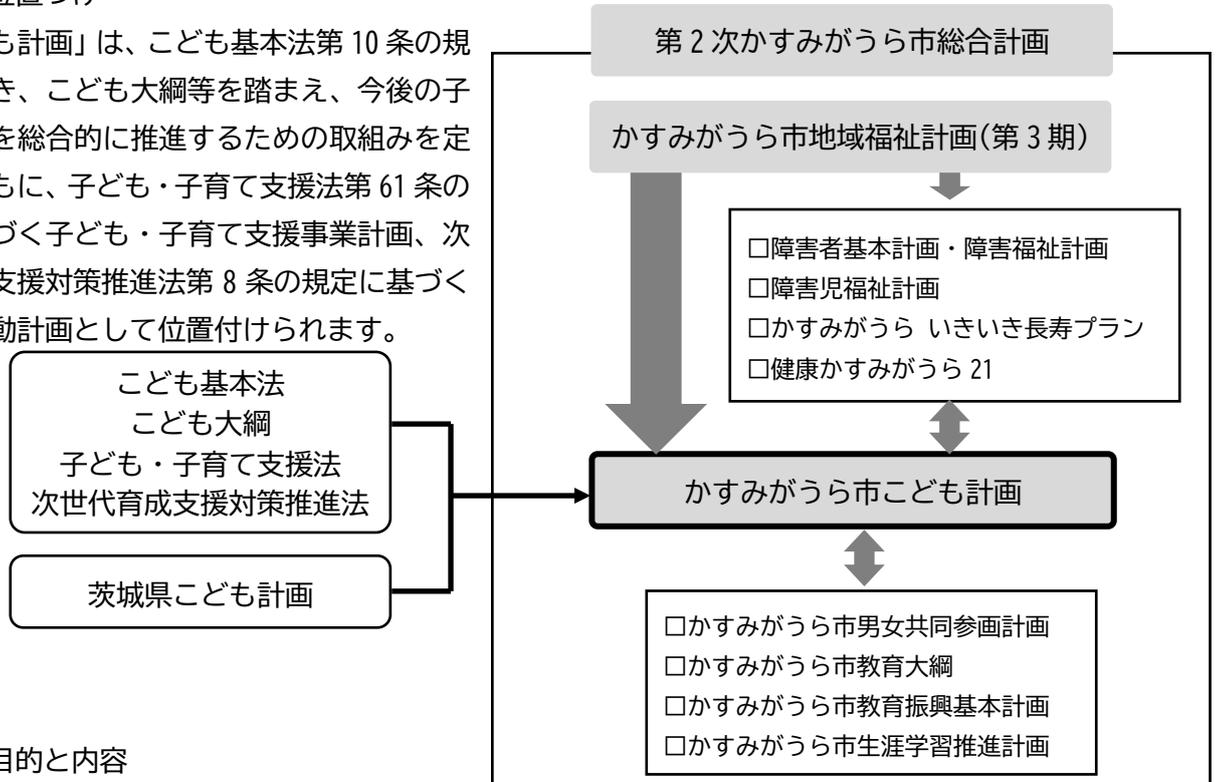


かすみがうら市こども計画(仮称)策定に伴う意見公募の実施について

1. 計画の位置づけ

「こども計画」は、こども基本法第10条の規定に基づき、こども大綱等を踏まえ、今後の子ども施策を総合的に推進するための取組みを定めるとともに、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づく市町村行動計画として位置付けられます。



2. 計画の目的と内容

計画の目的	◆心身の状況や環境に関わらず、将来にわたって幸せな生活を送れる社会を実現でき、こどもが一人の個人として尊重され、権利が擁護されるように、こども分野に関する様々な施策・事業について関連部署と連携しながら実施する。 ⇒こども分野の「総合計画」。縦割りをなくし全庁的にこども施策を推進する基礎。
計画の内容	◆市町村が実施する「こども施策」に関すること。 ①出生からおとなまでの成長に対する支援 ②就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援 ③家庭における養育環境、その他のこどもの養育環境の整備
計画期間	おおむね5年間（法律に規定はない）
対象	こども基本法では、心と身体の発達過程にある人を「こども」としています。本計画では、「こども」の範囲は概ね30歳未満とします。

3. 計画の策定について

令和5年度	<input type="checkbox"/> 子ども子育てニーズ調査（未就学児・就学児対象）を実施
令和6年度	<input type="checkbox"/> 意向調査を実施（中学生、中高生の保護者、15～30歳未満） <input type="checkbox"/> かすみがうら市こども計画案、子ども・子育て支援事業計画の作成 ※作業中 <input type="checkbox"/> 意見公募を実施（令和6年12月下旬予定） <input type="checkbox"/> 計画策定・公表（令和7年3月）

計画の対象

○思春期、青年期を含む 30 歳未満。円滑な社会生活を営む上で困難を有する方に対しては 40 歳未満。
※こども大綱の「こども」、「若者」→「学童期」、「思春期(18 歳迄)」、「青年期(18~30 歳未満)」。
施策によっては「ポスト青年期(40 歳未満)の者も対象

こどもを巡る環境

- 社会環境の変化による影響
(価値観や生活様式の多様化、人間関係の希薄化、地域社会のコミュニティの衰退、経済性や効率性重視等)
- 家庭や地域の教育力の低下
(地域の大人が子どもの育ちに関わらない、就業と子育ての両立、世代間交流の減少等)
- 子どもの権利の尊重
(こどもの貧困、虐待、ヤングケアラー等の顕在化)
- 若者の希望ある未来の実現
(雇用形態の変化、所得や社会保障制度に対する不安等を背景に、将来の希望が描けない若者増加)

こども計画策定にあたっての課題

- 課題-1 こどもまんなか社会の実現に向けた啓発の推進
- 課題-2 こどもと子育てをする家庭への切れ目のない支援
- 課題-3 多様化する保育ニーズへの対応
- 課題-4 子育てと仕事（キャリア形成）の両立に向けた支援
- 課題-5 困難を抱えるこどもや家庭に対する支援
- 課題-6 子どもの学びの環境の向上
- 課題-7 自身の希望の実現を支援する環境づくり

基本理念と基本方針

【計画の理念】
こども・若者への理解を深め、
子ども・若者と子育て世代が安心して暮らせる環境づくり

■基本方針-1 こども・若者が希望を持って成長できる環境を創ります

- 1-1 こどもや若者を取り巻く環境についての啓発
- 1-2 子どもの権利に関する意識と理解の醸成
- 1-3 妊娠・出産・育児に対する切れ目のない支援の充実
- 1-4 子どもが育つ環境づくりに対する参加の促進
- 1-5 地域において活動する機会の充実
- 1-6 希望の実現に取り組む子ども・若者に対する支援の充実
- 1-7 子どもが相談できる体制の整備
- 1-8 子どもや若者のニーズの把握

■基本方針-2 こども・若者の育ちの場となる家庭や地域を支えます

- 2-1 子どもの居場所づくりと関わりの促進
- 2-2 ひとり親家庭の自立支援の推進
- 2-3 困難を抱えた若者への自立支援の推進
- 2-4 子育て世帯への経済的な支援の充実
- 2-5 外国につながる子どもと保護者への支援の充実
- 2-6 支援を必要とする子どもと保護者への支援の充実
- 2-7 男女共同参画・ワークライフバランスの推進
- 2-8 誰一人取り残すことなく、健やかに成長できる環境づくり

■基本方針-3 こども・若者の成長と学びを支援します

- 3-1 必要とされる保育サービスの提供
- 3-2 子どもたちの主体的な学びを支える教育環境の整備
- 3-3 家庭や地域の教育力の向上
- 3-4 健全な身体づくりと食育の推進
- 3-5 スポーツ・レクリエーション環境、文化・芸術活動の充実
- 3-6 青少年が健全に成長できる環境の整備
- 3-7 若者の社会参加支援

《意見の募集を予定している案件》

コード：

【案件名】

かすみがうら市こども計画（仮称）（案）

【意見募集の趣旨】

心身の状況や環境に関わらず、将来幸せな生活を送れる社会の実現を目指し、こどもが一人の個人として尊重され、権利が擁護されるように、こども分野に関する様々な施策・事業について示す「かすみがうら市こども計画（仮称）」を策定します。

つきましては、計画の素案を市民の皆さんに公表し、意見を募集するものです。

【公表資料】 資料の公表予定日：令和6年12月下旬

かすみがうら市こども計画（仮称）（案）

【閲覧場所】（ホームページ以外に次の場所で閲覧できます）

子育て支援課（千代田庁舎）、市民課霞ヶ浦窓口センター（霞ヶ浦庁舎）
中央出張所

【募集期間】 令和6年12月下旬 ～ 令和7年1月上旬を予定

【意見募集の対象】

市内に在住、在勤、在学する方

市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

この案件に利害関係のある個人又は団体

【提出方法】

住所、氏名、電話番号、案件名を明記の上、次のいずれかの方法で意見を提出してください。（在勤、在学、事業所を有する方は、会社名、学校名を記入）

①直接持参

子育て支援課（千代田庁舎）、市民課霞ヶ浦窓口センター（霞ヶ浦庁舎）、
中央出張所

②郵便 〒315-8512 かすみがうら市上土田 461

保健福祉部 子育て支援課 宛

③FAX 0299-59-2186 子育て支援課 行

④電子申請 右記の二次元コードから「いばらき電子申請・届出サービス」にアクセスし申請してください。

【担当課・問い合わせ】

保健福祉部 子育て支援課

TEL 0299-59-2111 029-897-1111（内線）1188